

貸借対照表 (平成18年2月28日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	7,093	流 動 負 債	9,265
現金及び預金	3,114	買掛金	2,769
売掛金	230	短期借入金	100
商品	2,225	一年以内に返済する長期借入金	4,266
貯蔵品	19	未払金	698
前払費用	235	未払法人税等	184
短期貸付金	19	未払事業所税	40
未収入金	437	未払消費税	121
一年以内に償還される 差入保証金	800	未払費用	732
その他の流動資産	9	預り金	174
固 定 資 産	24,717	前受収益	28
有形固定資産	13,257	賞与引当金	149
建物	8,299	固 定 負 債	5,242
構築物	448	長期借入金	2,005
機械装置	14	長期預り保証金	98
車両運搬具	0	長期預り敷金	113
器具備品	1,345	退職給付引当金	2,365
土地	3,149	繰延税金負債	660
無形固定資産	588	負 債 合 計	14,507
ソフトウェア	536	資 本 の 部	
電話加入権	52	資 本 金	9,022
投資その他の資産	10,870	資 本 剰 余 金	8,060
投資有価証券	2,032	資本準備金	3,014
子会社株式	27	その他資本剰余金	5,045
長期貸付金	27	資本金及び資本準備金減少差益	5,045
差入保証金	4,685	利 益 剰 余 金	2,740
差入敷金	3,353	当期未処分利益	2,740
前払年金費用	569	土地再評価差額金	△ 3,451
その他	174	株式等評価差額金	961
合 計	31,810	自 己 株 式	△ 30
		資 本 合 計	17,302
		合 計	31,810

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成17年 3月 1日
至 平成18年 2月 28日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	75,486	
管理収入等	978	76,464
営業費用		
売上原価	55,786	
販売費及び一般管理費	18,574	74,360
営業利益		2,104
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	27	
その他の営業外収益	206	233
営業外費用		
支払利息	130	
その他の営業外費用	104	235
経常利益		2,102
(特別損益の部)		
特別利益		
投資有価証券売却益	23	
店舗閉鎖損失引当金戻入益	16	39
特別損失		
店舗閉鎖損失	341	
固定資産除却損	150	
役員退職慰労金	24	
その他の特別損失	50	566
税引前当期純利益		1,574
法人住民税		92
当期純利益		1,482
前期繰越利益		1,258
当期末処分利益		2,740

○記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。

I 貸借対照表注記

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 16,400百万円 |
| 2. 子会社に対する短期金銭債権 | 20百万円 |
| 3. 子会社に対する長期金銭債権 | 27百万円 |
| 4. 子会社に対する短期金銭債務 | 104百万円 |
| 5. 担保に供している資産 | 一年以内に償還される差入保証金 687百万円 |
| | 差入保証金 3,232百万円 |
6. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産として、小型入金機があります。
7. 財務制限条項
借入金のうち、シンジケートローン契約（残高34億円）には財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、借入金元本及び利息を支払うことになっております。
- (1) 本契約締結日以降の各年度の決算期及び中間期の末日における連結の貸借対照表における資本の部の金額を前年同期比75%以上かつ75億円以上に維持すること。
 - (2) 本契約締結日以降の各年度の決算期及び中間期の末日における単体の貸借対照表における資本の部の金額を前年同期比75%以上かつ74億円以上に維持すること。
 - (3) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が平成16年2月期以降の決算期につき、2期連続して損失とならないようにすること。
 - (4) 各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が平成16年2月期以降の決算期につき、2期連続して損失とならないようにすること。
8. 発行済株式数
- | | |
|------------|-------------|
| 普通株式 | 70,521,442株 |
| 自己株式（普通株式） | 136,881株 |
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- ・再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出しております。
 - ・再評価を行った年月日
平成14年2月28日
また、平成14年4月5日に吸収合併した株式会社東武警備サービスにおいては、下記により合併前日において事業用土地の再評価を行っております。
 - ・再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて算出しております。
 - ・再評価を行った年月日
平成13年12月31日
- なお、再評価を行った土地の期末における時価の合計額と再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△450百万円であります。

10. 欠損填補	
平成15年5月22日開催の定時株主総会 その他資本剰余金取崩高	11,562百万円
平成16年5月27日開催の定時株主総会 資本準備金	1,943百万円
11. 商法施行規則第124条第3号に規定する増加額	961百万円

II 損益計算書注記

1. 子会社との営業取引高	
営業収益	10百万円
営業費用	1,361百万円
2. 子会社との営業取引以外の取引高	4百万円
3. 1株当たり当期純利益	22円86銭
当期純利益	1,482百万円
普通株主に帰属しない金額	18百万円
普通株式に係る当期純利益	1,463百万円
期中平均株式数	64,022,375株

III 重要な会計方針

- 資産の評価は以下の方法によっております。

たな卸資産（商品）	主に売価還元法に基づく原価法
〃（貯蔵品）	最終仕入原価法に基づく原価法
有価証券	
満期保有目的債券	償却原価法（定額法）
子会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法
デリバティブ取引により 生じる債権及び債務	時価法
- 有形固定資産の減価償却は定額法によっております。
 なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却しております。
 また、主な耐用年数は、以下のとおりです。

建 物	8～39年	構 築 物	8～20年	機 械 装 置	14年
車両運搬具	5年	器 具 備 品	3～15年		
- 無形固定資産の減価償却は定額法によっております。
 ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- 新株発行費については、支出時に全額費用処理しております。

5. 貸倒引当金は、売掛金等債権の貸倒れによる損失に備え、回収不能見込額を計上しております。一般債権については貸倒実績率法により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法によっております。
6. 賞与引当金は、従業員賞与の支給に備え、支給見込額のうち当期間負担額を計上しております。
7. 店舗閉鎖損失引当金は、店舗の閉鎖に伴い、発生が見込まれる損失について合理的に見積もられる金額を計上しております。なお、当該引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
8. 退職給付引当金については従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生した期より費用処理することとしております。過去勤務債務については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を発生した期より費用処理しております。
9. 金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものにつき、特例処理を採用しております。
10. 消費税及び地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第3号平成17年3月16日）及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第7号平成17年3月16日）が公表され、平成16年10月1日以後平成17年4月1日以前に開始する事業年度から適用することができることになったため、当事業年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は7百万円増加しております。

（記載方法の変更）

前事業年度まで未払法人住民税については流動負債の「未払法人住民税」として表示しておりましたが、当事業年度より外形標準課税制度が適用され法人事業税の負担が発生したことに伴い、未払法人住民税及び未払事業税の両者について「未払法人税等」として記載することに変更しております。

（追加情報）

法人事業税の外形標準課税

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が95百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、同額減少しております。